

会 議 録

会議の名称	令和6年第2回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和6年4月16日（火）	午後1時30分から 午後2時31分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、内笹井 武登志、新井 千奈美、 田中 信子、大塚 真美
	保険医又は 保険薬剤師代表	澁谷 修一郎、矢代 享一、林 勇毅
	公益代表	広瀬 伸一、小暮 純一、峯 昌彦、新井 次郎
	被用者保険等 保険者代表	石崎 篤史
	保険者代表	吉田 信解（本庄市長）
	市職員	矢嶋 雅宏（収納課長）
	事務局	榊田 誉浩（保健部長）、榊田 恵（保険課長）、 久米 久美子（保険課長補佐兼国保係長）
欠席者	本間 宏之、荻野 隆史（保険医又は保険薬剤師代表）、榎田 平一郎（公益代表）関口 有紀、安藤 浩（被用者保険等保険者代表）	
議 題 （次 第）	1 開会 2 あいさつ 3 市長あいさつ 4 委嘱状交付 5 諮問 6 議事 （1）埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について【資料1】 （2）保険税率改定の経緯と今後の方針について【資料2】・【資料3】 7 その他 8 閉会	
配付資料	・ 会議次第 ・ 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期） ・ 本庄市保険税率比較表（参考資料） ・ 本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿	
その他特記事項	傍聴人：無	
主管課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
会長	2 あいさつ 【会長あいさつ】
市長	3 市長あいさつ 【市長あいさつ】
市長	4 委嘱状交付 【石崎委員へ委嘱状の交付】
市長	5 諮問 【諮問書を読み上げ会長へ手渡し】 (市長退座)
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【配付資料の確認】 【事務局職員の紹介】
保険課長補佐	6 議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 審議事項（１）「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（１）についてご説明申し上げます。 【資料１に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	今、事務局の方から説明をいただきましたが、質疑等はございませんでしょうか。 ちょっと時間を置きますから、考えていただいて、何かあれば挙手の上お願いいたします。
議長	私の方からいいですか。収納率格差が一定程度まで縮小された時点という部分について、具体的になぜこういうことになっているのかというのを説明していただけたらと思います。
保険課長	収納率格差についてご説明させていただきます。収納率は各市町村で実際に調定を行っていただいて、100%を目指すところではありますが、どうしても全部が納められるということは難しい状況となっております。 それは運営方針の中で、収納率のパーセンテージも目標を定めており、93%を目指すというところからスタートしております。本庄市は、本日収納課長

保険課長

に来ていただいておりますが、収納課で収納率を上げるように頑張っていたいており、また、市民の皆様にもご理解いただいて納めていただきありがとうございます。そのおかげで、現在本庄市では93%からだんだん上がってきて、94%を超える収納率で納めていただいております。

現在は県内統一での保険税ではありませんが、国民健康保険が県単位化されたことにより、各市町村は国保事業費納付金を県に納めて、それを財源として県が財政運営を行っています。

事業費納付金の額を毎年毎年本庄市はこのくらいと県で算定している中に、収納率であったり、その市の医療費がどのくらいかかるかなど、そういったものを算定した上で、毎年21億円くらいできております。

本来、その21億円を何で賄うかという、加入していただいている方の保険税と国や県からの交付金、そういったものを合わせて21億円を支払うという仕組みです。

その中で、収納率格差が何を示しているかという、収納率は市町村によって良いところと90%いかない悪いところがある。そういった差がある中ですべて一緒にしてしまうと収納率の悪い市町村を良い市町村が助けてあげる形になり、その差が大きいほど、言い方は悪くなりますが、収納率が悪い市町村が得をしてしまうので、それはよろしくないという国の議論がございまして、収納率が市町村間で同じくらいに近づいてくるまでは、税率を同じにするのは難しいという考え方により、将来的には統一しようという表現できていたところです。

では、なぜここにきて令和12年度なのかというところですが、国のほうで保険税水準の統一の目安として令和12年度という方針を昨年度出したことが大きいと思います。その時点で県の第3期運営方針の策定中だったため、第3期の方針の中に入れ込んできたというような経緯がございます。

市長のあいさつの中でも4方式から2方式へというような流れがありましたが、平成30年度の広域化の時期では4方式の方が主流でございました。埼玉県63市町村中41市町村で4方式を採用していたところでございます。

第1期の運営方針から埼玉県は将来的には2方式にするという方針が示されておりましたので、他の市町村は、みなさんそこからだんだんと検討してきて、今年度の速報値で確定ではないのですが、私の方で数えたところ、今、4方式のまま賦課しておりますのは、本庄市を含めて10市町村くらいということで、だいぶ少数派になってまいりました。

というように2方式にするのは、令和9年度には2方式にしなければならないという、ゴールが決まってしまっております。賦課方式も税率も県が示したものにすると決められてはいるのですが、実は令和9年度の税率というのは、まだまだ現在は全くわからないところでございますので、そういったことも含めて、皆様には難しいのですが色々考えていただければと存じます。長くなりましたが以上となります。

議長	ありがとうございます。丁寧に説明していただいて、わかりやすかったと思います。その他ございませんか。 【特になし】 それでは、審議事項（１）については終了といたします。
議長	次に審議事項（２）「保険税率改定の経緯と今後の方針について」事務局より説明をお願いします。
保険課長	それでは、審議事項（２）についてご説明申し上げます。 【資料２に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	説明がありました審議事項（２）について、ご質疑等はございますか。
新井次郎委員	１点確認させてください。今回の税率改正の方向性なんですけども、先ほど基金の取り崩しをしているという説明がありましたよね。そうすると全体の納付金というものが増えてきて、保険税が現在の税率額だと不足するということが、考えられるということによろしいですか。 そうすると、今の４方式を単純に２方式にすると同時に、保険税の調定額を引き上げるような税率に変えるという二つの意味合いもすることによろしいでしょうか。
保険課長	市町村標準税率、こちらは県の方で示していますが、納付金額を算定するにあたって、市町村の情報、例えば医療費がどれぐらいかかるか、収納率がどれぐらいあるか、そういった細かい情報を吸い上げて税率を計算しています。納付金を算定して、これを収めるにはこれぐらいの税率を確保しなければならないというところで市町村標準税率が決められていますが、それとは別に前段階で一旦本庄市の方で税率や賦課方式を決めるというのは、市町村標準率にまで急にあげてしまうと高すぎるということが出てくるので、その財源をどうするのかというのは、また別の話になってくると思います。 事務局側が懸念しているのは、標準税率が決められているから、それに将来的にはしなければいけないのですけれども、確実に調定が高くなってしまいう中で、今までと同じように 90%を超える収納率が保てるかということ、ちょっとそこが難しいのではないかと心配をしております。これは本庄だけではなくて、全国の市町村が同じレベルで高くなっていくので、どこも同じような状況になるということです。ですので、どのくらいまで影響のない範囲で、令和 9 年度までの税率についてどういう段階を踏むかということこれから検討していく必要があるというように思っております。
新井次郎委員	すみません、確認させていただきたいのですが、令和 9 年度に市町村の標準税率に持っていくっていうのはもう決まってるわけですよね。そこにいくまでに、税率改正を 1 回するのか、2 回 3 回やるのかっていうことになるのかと思うんですけど、そのときに例えば 3 回でやろうとすると、1 回目のと

	きの税率をどうするかといえば、当然、収納率を含めて、調定額がいくらになるかということが多分重要になるうかと思うんですよ。そうすると、例えば令和7年度の4月に第1回目の改正をするとすれば、令和7年度の納付金の金額と、当然、保険税の収納額との兼ね合いが出てきて、そうすると、令和7年度、令和8年度、令和9年度の交付金の見込みがある程度出た段階で、当然税率もそれに合ったような、激変にならないような範囲で税率を考えていくのかと思うんですけれども。ですので、算定する中で、年度ごとの、本来その納付金がどのくらいになるかっていうものが見えてこない、所得割と均等割の税率をどこまでするかというのは見えてこないかなと思うんです、今後、資料として検討する中では、当然、令和7年度、令和8年度、令和9年度の納付金額の金額で、それに見合う税率がどうなるかっていうことの試算の中で、2回、3回の税率改正をするのかという話になるうかと思います。その辺の今後の進め方についてわかればお聞かせいただきたいと思います。
保険課長	納付金の推計自体は、交付金自体が県単位でもらうことになっていますので、実は県の方で、見込額みたいなもので、令和9年度の計算をしているものがございしますが、全体的に言うとやはりこれから先、税率とか安くなる推計っていうのは今の段階ではないので、どんどん高くなっていくだろうという推計にはなっております。そうした中で、本来であれば、基金がもう少し保たれているのならば、それを活用してというのも考えられるのですが、実は、すぐになくなってしまいそうですので、今すぐ法定外繰り入れ、赤字ではないのですが、どこからもお金を借り入れることができないとなれば、もう一般財源から入れてもらうようなことも考えなければならない状況です。本来であれば逆行しているのですが、多分、全国の市町村が同じような状況ですので、どの程度、調定を想定し、予定して組んでいくかというところは、決算の状況を見て、検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
新井次郎委員	今後税率改正を検討する中で、非常に難しい要素がいろいろありすぎるのかなという気がします。今、言われましたように一般会計からの繰入というものも想定しているのか、してないのか。当然、4方式から2方式にするタイミング、1回目の税率改正で一気に2方式にするのか、とりあえず4方式でやるのかという、いろんな要素があるので、多分、運協の中でも、非常に難しい判断があるのかなって気がしますので、できれば、ある程度の方向性の中で、例えば一般会計の繰入とかっていうのはもうないよという前提の中で税率改正とかっていうふうに議論していかないと。例えば、4方式をいつまで、1回目の税率改正は4方式でいくのか、2回目以降に2方式にするのかっていうそういうタイミングも、この運協の委員さんに投げられたとしても、

新井次郎委員	非常に難しい判断を迫られるかなって気がしますので、できれば色々な要素の中で、ある程度明確にさせていただいた中で、今後の税率改正の方向性というのを出していただければ、運協委員としての判断がしやすいかなと思っていますのでお願いしたいと思います。以上です。
保険課長	参考にさせていただきまして、検討させていただければと思います。
議長	重要なことですので、またぜひですね、次回、答えを持ってきていただけたらと思います。他にご質疑等はございますか。
峯委員	一応、統一化するということで、進んでいるんでしょうけれども、これを市民に周知するときに良くなるのか悪くなるのかとうことが一番問題になるのかなと思います。新井委員も言いましたけれども、結局、4方式を2方式にするということは、この数字だけを見ると大体そんなに変わらないのかなと思うんですけども。その辺で、今、全国大変だと思うんですけども、今のままでもいけるのか、それとも広域化でまたより負担が増えるのかっていうところも出てくると思うので、そこを市民にどう説明するのか。ここで税率等は審議するにしても、市民の方にちゃんと説明できるのか。現時点ではそのように思っています。ですので、その辺をどのようにに納得していただけるような説明ができるかと。今は検討中ですから、税率についてはお金だけを考えるのではなくて、それよりも市民の方が入ってる国保がこれからどうなるのか、そういうところをしっかりと説明してほしいと思います。以上です。
保険課長	実際のところ、市民の方に何が変わるかというと、広域化になっても国保の運営自体はあまり変わるものがないので、具体的にアピールできるものがあるかというとなないので、難しいのかなと思っています。 ただ、国は、埼玉県の中でどこにいても同じ税率で、広域化の時に税金のことだけではなくてどこにいても同じサービスが受けられるというのを目標にしております。国保事業であったり、健診事業であったりすべての市町村で統一していくことを目標にしているところです。ただ、お金のことだったり、それまでの環境だったり、その地域の特殊性というところもありまして、なかなか健診事業などの統一は難しいながらもちょっとずつ進んでいる。そして、そのお金についても県の方で全て持つというようなところを将来的には目指しているところでございます。ですので、アピールポイントとして市民の方にお伝えできるところがないのは心苦しいんですけども、逆に言うと、今まで何もかわらずに推移してくれているというところが、制度改革をしたとしても、市民の皆様にデメリットがなく安心して医療を受けていただくことができるということは感じているところです。 今後、周知広報は当然必要だと思いますので、そのようなところも十分に検討していきたいと思っていますのでご協力をよろしくお願いいたします。

峯委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にご質疑等はございますか。 スケジュールについては次回でいいんでしょうかね。今回、取りまとめたいんでしょうかね、どうでしょう。
保険課長	今すぐというのはなかなか難しいと思います。委員さんのお考えもでございますし、2回にするのか3回にするのかというところはまだ何もないところではありますので。ただ、3回改正するとなると、すぐにでも決めないといけなないので、それは難しいとは思いますが、3回にした方がということであればスピード感を持ってやっていきたいと思っております。
議長	では、スケジュールについては次回以降でよろしいですか。
保険課長	はい。次回以降でなるべく早めにとは考えております。
議長	例えば、この案3だったら、こういう理由だからアンサーにしたいっていうのかを掘り下げて説明していただければ、皆さん理解できると思いますので、そういう丁寧な説明してもらえたらと思っています。 他にごございますか。 【特になし】
議長	7 その他 【事務局からの連絡】 次第7 その他として、事務局から連絡事項がございます。保険課長から説明いたします。
保険課長	それではまず、次回以降の運協の開催についてでございますが、次回の運協で、令和5年度の決算の速報値や今年度の国保加入者の方の直近の所得状況等を踏まえて、標準税率に変更した場合の影響額等をお示ししたいと考えております。 例年8月に運協の定例会をさせていただいていますが、通常の議事とこの税率改定の審議を一緒に行うと会議の開催時間が長くなってしまう恐れがありますので、8月の定例会の前に、一度、7月に運協を開催させていただきたいと考えております。会長と事前に協議させていただきまして、会場の都合もでございますことから、7月12日（金）に次回の運協を開催させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。 続きまして、本日配付させていただきました資料でございますが、埼玉の国保につきましては、後ほどご確認いただければと思います。それから、今年度の「はにぼんチャレンジ2024」のポイント手帳ができましたので、ご案内いたします。今年度は歩行目標を新規に設けさせていただいております。 令和5年度はコロナ明けということもあってか、多くの市民の皆様に参加していただきました。ぜひ委員の皆様にもご家族でご参加いただければと思います。ポイント手帳は本日多めに用意しておりますので、ぜひお持ち帰り

	いただければと思います。 事務局からの連絡事項は、以上でございます。
議長	委員の皆様からご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。 【特になし】 ないようですので、これで、次第7その他 を終了いたします。 それでは、本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
副会長	8 閉会 【閉会あいさつ】

令和 6 年 7 月 18 日

会議録署名

会長

久瀬 伸一